平成２９年（フ）第２７９号
長崎県長崎市本尾町11番28号　県営住宅本尾団地Ａ棟305号、住民票上の住所長崎県長崎市田中町729番地19　中川第２マンション202
債務者　中川　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市高麗町29番６号　牧ビル101号
債務者　桑幡　佳代
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
静岡県浜松市中区板屋町596番地　グランコートＥＡＳＴ25―1005
債務者　柿澤　**達**士
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
静岡県浜松市中区高林３丁目11番26号　コンフォール高林Ｂ―３号室
債務者　鈴木　昭夫
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
静岡県磐田市見付6016番地１　ビラ・アフィニス203号室、前住所静岡県掛川市沢田21番地の３　レオパレスグレンツェ掛川206号室
債務者　中村　昌己
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時50分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目15番24号　ユートピアⅡ―102
債務者　山田　清美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市富士見町９番２号　上原市営住宅２号棟309号室
債務者　内田　善男
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１７号
栃木県宇都宮市清原台５丁目７番32号　サンライフ宇都宮Ⅰ　201、前住所栃木県栃木市大宮町2710番地２
債務者　赤澤　　楓
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字平田1930番地　県営平田住宅１棟107号
債務者　大橋　敏江
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３０号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚3367番地３
債務者　野口　正美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３１号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚3367番地３
債務者　野口　育子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３５号
栃木県宇都宮市御幸町297番地６　道下コーポ201号
債務者　阿部孝一郎
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１００号
大阪市東淀川区大桐３丁目５番６―902号
債務者　下村　廣美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番３―606号、前住所大阪市西成区南津守７丁目12番44号コアレジデンス　102号
債務者　福山　翔也
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１０号
大阪府箕面市瀬川２丁目16番19号（２号）
債務者　齋木　義治
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部